

横浜市地域緑のまちづくり事業要綱

制 定 平成23年10月31日 環創み第1472号（局長決裁）
最近改正 令和2年6月1日 環創み第305号（局長決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、「横浜みどりアップ計画」に基づき、緑の環境をつくり育てる条例（昭和48年6月横浜市条例第47号）第6条の趣旨である地域の緑化を支援し、地域と横浜市（以下「市」という。）の協働により、地域にふさわしい緑化等を地域ぐるみで進める地域緑のまちづくり事業（以下「事業」という。）の実施に必要な事項を定める。

（用語の定義）

第2条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「民有地」とは、市の所有ではない土地のうち公道沿いなどの公共性の高いもの並びに市の所管する施設及び土地の一部の占用許可等を取り、使用を認められた所をいう。
- (2) 「景観木」とは、地域で親しまれている樹木などで、地域緑化計画で所有者の同意を得て指定される樹木をいう。

（事業内容）

第3条 事業については、次の各号に掲げるものを実施するものとする。

- (1) 市長は、事業提案を公募する。
- (2) 事業を提案しようとする団体（以下「提案団体」という。）は、別に定めるところにより、民有地の緑化、景観木の保全又は緑の維持管理活動等の事業について、第1次提案の書類を市長に提出しなければならない。
- (3) 市長は、提出された第1次提案の書類について、1次審査により、2次審査の対象となる提案（以下「2次審査対象提案」という。）を選考し、決定するものとする。
- (4) 2次審査対象提案として決定した団体は、別に定めるところにより、第2次提案の書類を市長に提出するものとする。
- (5) 市長は、提出された第2次提案の書類について、2次審査により、助成の対象となる提案（以下「助成対象提案」という。）を選考し、決定するものとする。
- (6) 市長は、必要に応じて第1次提案及び第2次提案の書類作成を支援するものとする。
- (7) 第5号により助成対象提案として通知を受けた団体は、協定を締結するための緑のまちづくり推進団体（以下「推進団体」という。）を結成し、地域緑化計画を策定する。
- (8) 推進団体と市長は、双方が互いに対等な関係のもと、理解・尊重し、協働により地域にふさわしい緑化等を地域ぐるみで進めていくために必要な事項を定める協定を締結する。

(9) 推進団体は、地域緑化計画に基づいて事業を実施する。

(10) 市長は、推進団体が地域緑化計画に基づいて実施する事業のうち、民有地の緑化、景観木の保全及び緑の維持管理活動に係る費用を助成することができる。

(提案団体要件)

第4条 第3条第2号における提案団体は、次の各号に定める要件を全て満たすものとする。

(1) 提案する事業を行おうとする箇所又はその近隣に居住する者、勤務する者又は土地若しくは建物等を所有する者（以下「住民等」という。）から構成される団体であること。

(2) 提案する事業を自らが主体となって行う意欲があること。

(3) 事業提案の前に土地若しくは建物を所有している、借りている又は実質的に使用権利を持っている者に、事業提案の内容及び事業提案を行うことについて説明していること。

(事業提案の要件)

第5条 第3条第2号において対象となる事業提案は、次の各号に定める要件を全て満たすものとする。

(1) 民有地の緑化又は緑化活動に関すること。

(2) 事業の実施場所は、原則として都市計画法（昭和43年6月15日法律第100号）による市内の市街化区域とする。ただし、市街化区域と一体的に事業を実施する場合は、事業の実施場所の一部に隣接する市街化調整区域を含むことができることとする。また、本要綱に基づき、市と協定を締結した推進団体が策定した地域緑化計画の地区の範囲内は、その協定期間中は事業提案の対象外とする。

(3) 提案団体等が主体となって実施できる範囲であること。

(4) 公共性及び公益性があること。

(5) 緑化整備する場合、整備箇所の候補地が明確で、整備後も良好に維持管理できること。

(6) 事業の実施期間は、第8条第2項の協定の有効期間内に完了すること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは対象外とする。

(1) 営利、宗教、政治又は選挙活動を目的とした事業

(2) 特定の個人及び法人のみが利益を受ける事業

(3) 公序良俗に反する事業

(4) 国、地方公共団体又はそれらの外郭団体若しくは民間事業者による助成事業等から資金的支援を受けている又は受けようとしている事業（ただし、国土交通省が実施しているグリーンインフラ活用型都市構築支援事業を除く）

(1次審査)

第6条 第3条第3号における1次審査の選考方法について、次に定めるものとする。

- (1) 市長は、第1次提案について、別に定める審査基準等により、書類審査により選考するものとする。
- (2) 市長は、2次審査対象提案を決定し、第1次提案をした団体に当該結果を通知するものとする。

(2次審査)

第7条 第3条第5号における2次審査の選考方法については、次に定めるものとする。

- (1) 市長は、事業の決定に際して、あらかじめ、別に定める横浜市地域緑のまちづくり事業懇談会（以下「懇談会」という。）に助言を求めるものとする。
- (2) 市長は、第2次提案について、書類審査、ヒアリング及び現地確認等により選考するものとする。
- (3) 市長は、助成対象提案を決定し、第2次提案をした団体に対し、当該結果を通知するものとする。

(協定の締結)

第8条 第3条第8号の協定は、第1号様式のとおりとし、次の各号に掲げる事項を定めた書類を添付し、前条第3号による助成対象提案の決定通知日後の最初の3月31日までに締結するものとする。

- (1) 次のアからオに掲げる事項を定めた地域緑化計画書
 - ア 事業の実施場所の範囲（地区の範囲）
 - イ 緑化方針
 - ウ 緑化整備計画、景観木保全計画又は緑の維持管理活動計画
 - エ 概算事業費（年次計画を含む。）
 - オ その他市長が必要と認めるもの
- (2) 団体の運営方法を定める推進団体規約
- (3) 推進団体の代表者、会計及び監事など団体運営に関する重要事項の議決権を有する者の名簿。ただし、その名簿に記載する人数は、10名以上とすること。
- (4) その他市長が必要と認めるもの

2 前項に定める協定の有効期間は、前条第3号による助成対象提案の決定通知日後の最初の4月1日から3年後の3月31日までの3年間を上限とする。

3 協定締結期間中に、第1項第2号若しくは第3号に定める添付書類の内容又は代表者印に変更が生じた場合には、速やかに市長に変更届出書（第2号様式）の正本及び副本を提出するものとする。

(事業実施の責務)

第9条 推進団体は、当該協定に基づき、地域の特性に合わせた緑化の推進に努めるもの

とする。

- 2 推進団体は、当該協定に基づき、協定の期間内の適切な推進団体の運営及び助成金を受けた緑地等の助成金確定の通知日から5年間の良好な維持管理に努めるものとする。
- 3 市長は、別に定める助成金交付要領により、推進団体との協定に基づく民有地の緑化、景観木の保全及び緑の維持管理活動に対して、予算の範囲内で助成を実施するものとする。
- 4 市長は、推進団体に事業成果の報告を求めることができる。

(助成金の額)

第10条 前条第3項による助成について、1推進団体につき協定期間中の助成上限額は、民有地の緑化、景観木の保全及び緑の維持管理活動の助成の合計で1,500万円とする。また、そのうち緑の維持管理活動については、1会計年度の助成上限額は、100万円とする。

(情報公開)

第11条 市長は、提出された事業提案について、必要に応じてその概要を公表することができる。

(広報・普及啓発への協力)

第12条 本市から「横浜みどりアップ計画」の広報や本事業の普及啓発のため、写真提供等の要請があった場合には協力すること。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、環境創造局長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年10月31日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この要綱による改正前の横浜市地域緑のまちづくり事業要綱の規定により作成されている様式書類は、平成25年9月30日までは、適宜修正の上使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この要綱の施行の日前に地域緑化計画を策定した推進団体については、なお従前の

例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年5月13日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の日前に地域緑化計画を策定した推進団体については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の日前に地域緑化計画を策定した推進団体については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の日前に地域緑化計画を策定し、協定が有効である推進団体については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年6月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の日前に地域緑化計画を策定し、協定が有効である推進団体については、なお従前の例による。

第1号様式（第8条第1項）

「横浜みどりアップ計画」

「_____地域緑のまちづくり事業」に関する協定書

「_____」（以下「甲」という。）と横浜市（以下「乙」という。）とは、_____における「横浜みどりアップ計画」による地域緑のまちづくり事業（以下「事業」という。）の実施に当たって、横浜市地域緑のまちづくり事業要綱（以下「要綱」という。）第3条第8号に基づき、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲と乙双方が互いに対等な関係のもと、理解・尊重し、協働により地域にふさわしい緑化等を地域ぐるみで進めていくために必要な事項を定めるものとする。

（事業目的の共有）

第2条 甲及び乙は、協働により、地域にふさわしい緑化等を地域ぐるみで進めるという事業目的を共有する。

（事業の実施）

第3条 甲及び乙は、添付した_____地域緑化計画（以下「地域緑化計画」という。）に基づき、計画内容の詳細については双方協議しながら、事業の実施に努めるものとする。

（事業の役割）

第4条 甲及び乙は、別表に定める役割を分担し、各々の責により事業の実施に努めるものとする。

（経費分担）

第5条 事業実施に必要な経費の取扱いについて、民有地の緑化、景観木の保全及び緑の維持管理活動に必要な経費について、甲は、毎年度作成する事業収支予算書に基づく経費を負担する。また、乙は、横浜市民有地地域緑化助成金交付要領、横浜市景観木保全助成金交付要領及び横浜市地域緑化活動支援助成金交付要領に基づく助成金を、予算の範囲内で交付するものとする。

（成果の帰属）

第6条 事業の実施を通じて新たに発生して得られた成果については、甲及び乙の両者に帰属するものとする。

（個人情報の取扱い）

第7条 甲及び乙は、この事業の実施に当たり知り得た個人情報等を第三者に漏らしてはならない。当該事業が終了した後も、また同様とする。

（公開の原則）

第8条 事業に関する事項は、前条に規定する個人情報等を除き、公開を原則とする。

(協定の有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、____年 月 日から____年 月 日までとする。

(疑義事項の取扱い)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙は速やかに協議を行い、解決するものとする。

(協定の解除)

第11条 前条の協議の結果、この事業の目的を達することができないと、甲又は乙が認めるときは、甲又は乙は協定を解除することができるものとする。

この協定の締結を証するため、協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

別表

甲の役割	乙の役割
1 緑のまちづくり推進団体の運営	1 緑のまちづくり推進団体との連絡調整
2 地権者及び地域住民と横浜市との連絡調整	2 緑のまちづくり推進団体への助成金の交付等による支援
3 地域緑化計画に基づく民有地の緑化の実施	
4 地域緑化計画に基づく景観木の保全の実施	
5 地域緑化計画に基づく緑の維持管理活動の実施（地域住民への広報を含む。）	
6 事業の助成金の申請に関する事務	
7 乙からの助成を受けて取得した財産の管理	
8 年度ごとの総会の開催及び乙への報告	

年 月 日

甲 (住 所)
(団 体 名)
(代表者氏名)

印

乙 横浜市中区本町6丁目50番地の10
横浜市
横浜市長

印

第2号様式（第8条第3項）

「横浜みどりアップ計画」

「地域緑のまちづくり事業に関する協定書」の添付書類の内容変更に係る変更届

年 月 日

（届先）

横 浜 市 長

（住 所）

申請者 （団 体 名）

（代表者氏名）

⑩

横浜市地域緑のまちづくり事業要綱第8条第3項に基づき、（代表者印・推進団体規約・推進団体役員名簿）を次の通り変更しましたので、報告します。

<変更内容>

（変更前）

（変更後）

<変更理由>